

## 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### [1] 市町村の推進体制の整備等

#### (1) 庁内及び市議会における推進体制

##### ① 庁内

##### (ア) 八戸市中心市街地活性化対策本部

中心市街地活性化に関わる本市の方向性を確認しつつ、全庁的に活性化に取り組むため、市長を本部長、副市長を副本部長に、各関係部長等から構成する「中心市街地活性化対策本部」を設置し、必要に応じて開催している。

平成 24 年度以降開催実績

平成 24 年 7 月 3 日 (定例庁議)

平成 24 年 11 月 6 日

平成 25 年 2 月 5 日 (定例庁議)

平成 25 年 3 月 29 日 (定例庁議)

平成 26 年 8 月 5 日 (定例庁議)

平成 27 年 8 月 12 日

##### (イ) 八戸市中心市街地活性化基本計画策定庁内連絡会議

基本計画の策定に関わる庁内調整を図るとともに、中心市街地活性化に係る各種事業について検討する庁内関係課による横断的な組織として「八戸市中心市街地活性化基本計画策定庁内連絡会議」を設置、商工労働まちづくり部まちづくり推進課に事務局を置き、効果的な事業の調整等を行っている。

平成 24 年度開催実績

平成 24 年 11 月 27 日

平成 29 年度開催実績

平成 30 年 2 月 8 日

平成 30 年度開催実績

平成 30 年 6 月 15 日

平成 30 年 8 月 7 日

令和 4 年度開催実績

令和 5 年 1 月 31 日

令和 5 年度開催実績

令和 5 年 4 月 14 日

令和 5 年 8 月 29 日

##### (ウ) 商工労働まちづくり部まちづくり推進課

市では、中心市街地活性化基本計画に基づく施策を強力に推進するため、平成 20 年 4 月に総合政策部中心市街地活性化推進室を設置し、平成 22 年 4 月の機構改革では、新たにまちづくり文化観光部まちづくり文化推進室を、令和 5 年 4 月の機構改革では、商業振興と市街地活性化に関する推進体制の一本化を図る観点から、新たに商工労働まちづくり部まちづくり推進課を設置した。

**【まちづくり推進課】**

役職等	員数	役割
次長兼課長	1名	・ 中心市街地活性化の推進及び進行管理に関すること
参事（グループリーダー）	1名	
担当	3名	
合計	5名	

**②市議会**

本市市議会の総務協議会において、中心市街地活性化基本計画の概要等について審議を行った。

**総務協議会**

平成 24 年 9 月 21 日

- ・ 第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について

平成 24 年 10 月 19 日

- ・ 第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の策定について

平成 24 年 11 月 21 日

- ・ 第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の掲載事業（案）について

平成 25 年 2 月 21 日

- ・ 第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画策定の進捗状況について

平成 26 年 8 月 21 日

- ・ 第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の変更認定について

平成 27 年 5 月 21 日

- ・ 第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

平成 28 年 4 月 21 日

- ・ 第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

平成 28 年 8 月 19 日

- ・ 第 2 期 八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

平成 30 年 7 月 20 日

- ・ 第 3 期 八戸市中心市街地活性化基本計画について

平成 30 年 10 月 19 日

- ・ 第 3 期 八戸市中心市街地活性化基本計画について

**経済協議会**

令和 5 年 10 月 20 日

- ・ 第 4 期 八戸市中心市街地活性化基本計画について

令和 6 年 1 月 19 日

- ・ 第 4 期 八戸市中心市街地活性化基本計画について

## [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

### (1) 八戸市中心市街地活性化協議会の概要

八戸商工会議所と株式会社まちづくり八戸が中心となり、その他、中心商店街関係者や交通事業者、教育機関、市民団体、行政等の多様な主体による八戸市中心市街地活性化協議会が平成 19 年 11 月 7 日に発足し、基本計画の進捗状況の確認やまちなか再生のための意見交換を通して、中心市街地の活性化に向けて取り組んでいる。

#### ①協議会の主旨

八戸市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に必要な事項について協議する。

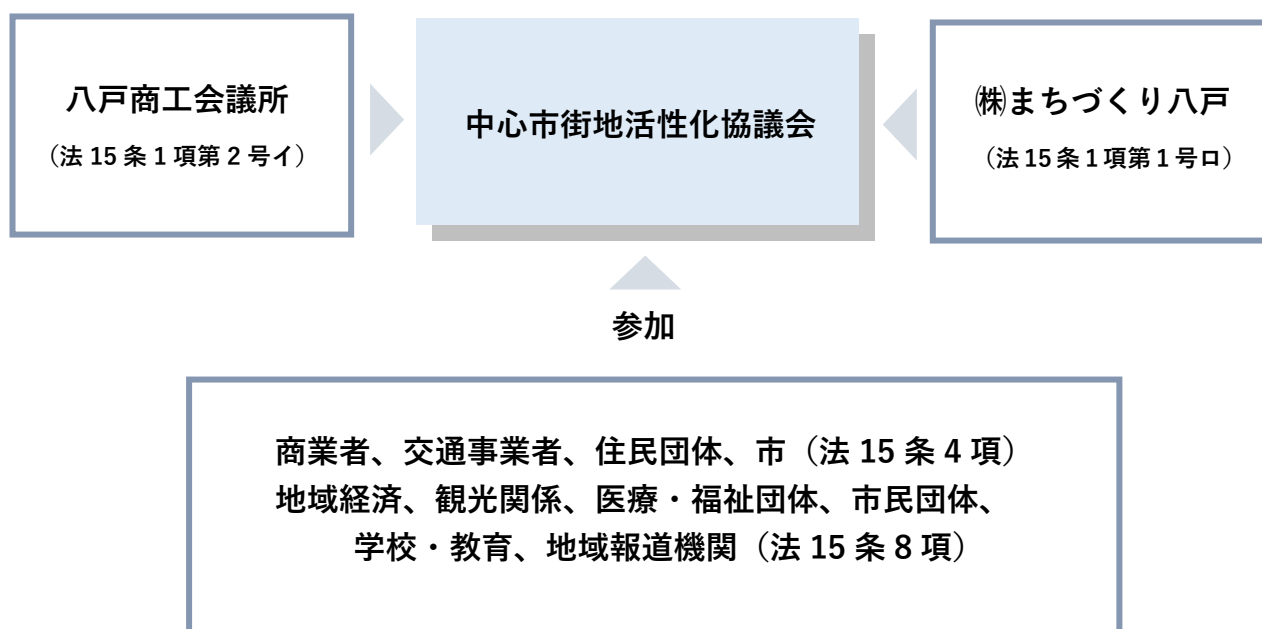
#### ②協議会の役割

中心市街地活性化のために様々な議論を行い、まちづくりの中心的調整役として機能する。

八戸市による基本計画の作成・変更・実施について、協議会として意見を提出する。

国の認定・支援を受けようとする民間ベースの事業計画について議論する。

#### ③組織図



(※) (株) まちづくり八戸

資本金：6,500 万円 市出資金：1,000 万円 出資比率：15.4%

■八戸市中心市街地活性化協議会 構成員

根拠条文	区 分	構 成 員
法第 15 条 第 1 項関係	経済活力の向上	八戸商工会議所
	都市機能の増進	株式会社まちづくり八戸
法第 15 条 第 4 項関係	市	八戸市
	商業者	八戸商店街連絡協議会
		商店街振興組合三日町三栄会
		八戸市十三日町商店街振興組合
		廿三日町商店街振興組合
		八戸市六日町商店街振興組合
		八日町商店街事業協同組合
		十八日町商店会
		長横町商店会
		本八戸駅通り振興会
		鷹匠小路商業振興会
	交通事業者	八戸市タクシー協会
		東日本旅客鉄道株式会社八戸駅
		岩手県北自動車株式会社南部支社
法第 15 条 第 8 項関係	地域経済	青い森信用金庫
		株式会社青森銀行八戸地区営業本部
		株式会社みちのく銀行八戸地区本部
		青森県中小企業団体中央会八戸支所
		一般社団法人八戸青年会議所
		八戸商工会議所青年部
	八戸商工会議所女性会	
	観光関係	一般財団法人V I S I Tはちのへ
	医療・福祉団体	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会
	市民活動団体	まちなか観光応援隊
		八戸さんぽマイスター
	教育・学校	八戸学院大学
		八戸工業大学
		八戸工業高等専門学校
	地域報道機関	株式会社ビーエフエム
		株式会社八戸テレビ放送
		株式会社デーリー東北新聞社

オブザーバー	団 体 名
法第 15 条 第 7 項関係	東北経済産業局産業部
	東北地方整備局建政部
	青森県三八地域県民局
	青森県商工労働部商工政策課
	中小企業基盤整備機構
	八戸警察署

## (2) 開催状況（第3期及び第4期計画に関して審議したもの）

### ① 全体会

第25回八戸市中心市街地活性化協議会（平成30年8月23日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画について

第26回八戸市中心市街地活性化協議会（平成31年2月12日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について（書面協議による意見聴取）

第27回八戸市中心市街地活性化協議会（平成31年4月25日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

第28回八戸市中心市街地活性化協議会（令和2年5月15日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

第29回八戸市中心市街地活性化協議会（令和3年2月5日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

第30回八戸市中心市街地活性化協議会（令和3年4月27日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

第31回八戸市中心市街地活性化協議会（令和3年5月27日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について（書面協議による意見聴取）

第32回八戸市中心市街地活性化協議会（令和4年1月6日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

第33回八戸市中心市街地活性化協議会（令和4年4月25日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況及び変更について

第34回八戸市中心市街地活性化協議会（令和4年12月19日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

第35回八戸市中心市街地活性化協議会（令和5年4月27日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

- ・第4期八戸市中心市街地活性化基本計画について

第36回八戸市中心市街地活性化協議会（令和5年10月4日）

- ・第4期八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について

### ② 幹事会

平成30年度開催状況

第2回（平成30年6月29日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の概要について

第3回（平成30年8月9日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について

第4回（平成30年9月25日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画（案）について

令和元年度開催状況

第1回（平成31年4月18日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

令和3年度開催状況

第1回（令和3年4月19日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

第2回（令和3年12月24日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

令和4年度開催状況

第1回（令和4年4月19日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

第2回（令和4年12月12日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

令和5年度開催状況

第1回（令和5年4月20日）

- ・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

第2回（令和5年9月27日）

- ・第4期八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について

### ③ 部会

空き床対策検討部会

平成30年4月から令和5年3月までの開催回数・・・4回

### （3）第4期 八戸市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見

八戸市中心市街地活性化協議会が市長に提出した意見は下記のとおりである。

※中活協からの意見提出を受け今後明記予定

### （4）八戸市中心市街地活性化協議会規約

八戸市中心市街地活性化協議会の規約は下記のとおりである。

#### 【八戸市中心市街地活性化協議会規約】

（協議会の設置）

第1条 八戸商工会議所及び株式会社まちづくり八戸は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

（名称）

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、八戸市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（協議会の事務所）

第3条 協議会の事務所は、株式会社まちづくり八戸に置く。

(目的)

第4条 協議会は、法第9条第1項の規定により八戸市が作成しようとする基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整することで、八戸中心市街地の活性化の推進と市勢の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 八戸市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 八戸市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 八戸市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 八戸市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (6) 協議会活動の情報発信（会報の発行、ホームページ開設等）
- (7) その他中心市街地の活性化に関すること

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 八戸商工会議所
- (2) 株式会社まちづくり八戸
- (3) 八戸市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(入会)

第7条 構成員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、協議会の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 協議会は、構成員から会費を徴収することができる。

2 会費の額、納入方法その他会費に関する事項は、会長が別に定める。

(退会)

第9条 構成員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 構成員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第10条 構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会において委員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) 協議会の名誉をき損し、又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(2) 会費を1年以上納入しないとき。

2 前項第1号の規定により構成員を除名しようとするときは、除名の議決を行う協議会において、その構成員に弁明の機会を与えなければならない。

(協議会の組織)

第11条 協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(1) 八戸商工会議所が指名する者 若干名

(2) 株式会社まちづくり八戸が指名する者 若干名

(3) 八戸市が指名する者 若干名

(4) 第6条第4号の規定による当該構成員が指名する者 1名

(5) 第6条第5号の規定による当該構成員が指名する者 1名

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長、副会長を置く。

2 会長は、八戸商工会議所会頭をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は2名とし、会長が指名する者をもって充てる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

6 会長及び副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第13条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は必要に応じて、会議の関係者等の出席を求めることができる。

5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第15条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果



を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第16条 第5条に掲げる事項及び協議会の運営について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員及び会長が必要と認める者の中から会長が指名する者（以下「幹事」という。）をもって組織する。

3 幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

4 前各項に定めるもののほか幹事会の組織、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(タウンマネージャー等)

第17条 協議会は、協議会における活動を円滑にするため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャー等を配置することができる。

(事務局)

第18条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、株式会社まちづくり八戸が処理する。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第20条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、会費、補助金、負担金及びその他の収入により負担するものとする。

(監査)

第21条 協議会の出納を監査するため、会計監事2名を置く。

2 会計監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。

3 会計監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長及び副会長、並びに各委員に報告しなければならない。

4 会計監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解散の場合の措置)

第22条 会議の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、八戸商工会議所がこれを決算する。

(補則)

第23条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1. この規約は、平成19年11月7日から施行する。

2. 協議会設立時の会長、副会長及び委員並びに会計監事の任期は、第11条第2項、

第12条第6項、第21条第4項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。

3. 協議会設立時の幹事の任期は、第16条第3項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。

4. 第3条（協議会の事務所）、第18条（事務局）の改正規約は、平成31年4月25日から実施する。

### [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

#### (1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

##### ①統計的データの客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2]中心市街地の現状分析」において、統計的データの把握・分析を記載。

##### ②地域住民ニーズ等の客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3]市民ニーズ」において、市民アンケート調査等に基づくニーズ等の把握・分析を記載。

##### ③前期中心市街地活性化基本計画に基づく取組の把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4]これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証」において、前計画に基づく取組の把握・分析を記載。

#### (2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

##### ①八戸市中心市街地まちづくりビジョン2023の推進体制

中心市街地における概ね10年程度先の将来のまちづくりの方向性を定める「八戸市中心市街地まちづくりビジョン2023」のビジョン実現及び、ビジョンのまちづくりの方向性に基づき方針を定め、第4期八戸市中心市街地活性化基本計画において官民一体となって事業を推進していくためには、様々な主体による参加、協力、連携が必要であり、さらに、各主体の役割分担と情報共有や連携を図る必要がある。

##### ○八戸市

- ・公共事業や公共的観点の支援事業等の実施主体。また、基本計画の作成主体であり、各主体の事業を取りまとめ、計画の設定や変更等に係る国との連絡調整、協議を実施。
- ・中心市街地活性化対策本部や庁内連絡会議などの場で、庁内各部門の施策及び事業等を協議するとともに、中心市街地活性化基本計画に掲げる事業の推進及び目標達成に必要な庁内横断的推進体制を構築。

##### ○八戸市中心市街地活性化協議会

- ・中心市街地の活性化に関する法律に基づく法定組織。
- ・八戸商工会議所、まちづくり会社、関係機関で組織。
- ・市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議。
- ・専門部会では個別具体の課題の取組を検討協議。

##### ○八戸商工会議所（中心街委員会）

- ・はちのへ活性化プロジェクトの中の委員会の一つとして、中心街の商店街関係者や企業、教育機関、青年部、青年会議所、行政等で構成し、令和4年12月に組織。
- ・中心街での賑わい創出イベントの企画・運営を軸に、空き店舗解消、公共施設の連携活用、中心街の魅力・求心力向上等について、関係者による検討と実施を行う。

### ○株式会社まちづくり八戸（都市再生推進法人）

- ・商工会議所や市などが出資するまちづくりのための法人
- ・良好な市街地を形成するため、中心街全体にかかわる公益的なハード・ソフト事業を展開。
- ・都市再生特別措置法に基づき、まちなかの賑わいや交流創出等のために都市再生推進法人に指定。

### ○商店街組織

- ・中心街に12ある各商店街・町内間の情報共有体制を構築しながら、個店の店づくりや共同して行う販売促進事業、地域のための魅力ある商店街づくりに係る事業を検討・実施。

### ○八戸商店街連絡協議会

- ・「八戸商店街連盟」と「八戸中心商店街連絡協議会」が統合して、令和5年6月に発足。一つの組織に人材や財源を集中させ、効率化を図る。
- ・中心街の12商店・町内会や湊商店会、八戸駅前商店会、小中野新丁商店会で構成。

## ②内丸地区（本八戸駅通り）のまちづくり

JR本八戸駅の南側に位置する内丸地区では、平成24年3月に地域住民から組織された本八戸駅通りまちづくり協議会が発足し、市内初となるまちづくり協定を締結して以降、中心街の玄関口としてふさわしい街なみの形成を主たる目的として、官民協働のまちづくりを進めている。

### 内丸地区のまちづくりの主な動き

平成23年9月～12月	「寄り合い」を計5回開催
平成24年3月15日	本八戸駅通り地区まちづくり協議会設立
平成24年3月27日	本八戸駅通り地区まちづくり協議会と八戸市長が「八戸市市民による地域のまちづくりの推進に関する条例」に基づくまちづくり協定を締結
平成25年～現在	協議会会員によるまちづくり計画に沿った建物の外観修景（これまでの実績：10件）
平成27年9月	本八戸駅通りおもてなしプロジェクトを実施（本八戸駅通り沿いの店舗等にのれん・ふきだしを設置）
平成28年2月	地区内の空き店舗を活用したにぎわいイベントを開催
平成29年～現在	賑わい創出等を目的とした各種イベントの開催やまちの美観向上に関する事業を継続して実施

## ③花小路のまちづくり

平成28年3月には、三日町街区と六日町街区の境界線上に位置し、大部分が民有地でありながら、昭和40年代から公共的通路として提供されてきた花

小路を整備するべく、地権者等により花小路周辺地区まちづくり協議会が設立された。

平成 29 年度には八戸工業大学の学生による花小路の基本設計が実施され、令和元年度の整備につながるなど、産学官が連携して事業の実施と充実を図ってきた。

#### 花小路整備の主な動き

平成 28 年 3 月 29 日	地権者等による花小路周辺地区まちづくり協議会設立
平成 28 年 10 月 21 日	株式会社まちづくり八戸、八戸工業大学及び八戸市長が「八戸市中心市街地のまちづくりに関する覚書」を締結
平成 29 年 9 月 27 日	花小路周辺地区まちづくり協議会と八戸市長が「まちづくり協定」を締結
平成 30 年 2 月	八戸工業大学が花小路の基本設計を実施
平成 31 年 3 月	花小路の実施設計を実施
令和 2 年 3 月	花小路整備完了
令和 3 年 3 月	花小路周辺地区修景整備事業による建物の外観修景整備（1 件）を実施
令和 3 年 5 月	花小路環境美化支援事業により、可動式ベンチやフラワーポット、ライティングフェンス等を設置
令和 4 年 3 月	花小路周辺地区修景整備事業による建物の外観修景整備（1 件）を実施

#### ④八戸工業大学との連携

八戸工業大学と八戸市、まちづくり八戸の 3 者で「八戸市中心市街地のまちづくりに関する覚書」を平成 28 年 10 月に締結し、中心市街地のまちづくりに関して、八戸工業大学（土木建築工学科）の学科カリキュラムにおいて、学生が課題解決策の検討に取り組んでいる。

実践的な教育プログラムの実施により、学生の実践力育成と人材育成を図るとともに、若者の発想を活かした新規事業へと繋げていくものである。

これまでも、花小路の路面整備について、現況測量・基本構想・基本設計を八戸工業大学の学生が実施し、実施設計への活用事例がある。

また、更上閣にぎわい広場の活用に関して、キッチンカー配置や椅子テーブルの設置による活用の提案がされ、「更上閣ガーデンレストラントライアル事業」へと繋がっている。

さらに、国道 340 号に関して、「歩道の段差解消とインターロッキング舗装化」、「車線の減少とフラット化」の提案がされ、このことが契機の一つとなり、現在実施する「中心街ストリートデザイン事業」に繋がっている。

⑤第4期八戸市中心市街地活性化基本計画に関わるパブリックコメントの実施  
※パブリックコメント実施後実施内容について記載予定